

札幌市ごみステーション管理器材 購入費助成事業のご案内

1 助成対象品目

家庭ごみのステーションで使用される次の3品目で、
それぞれの要件すべてに当てはまるもの



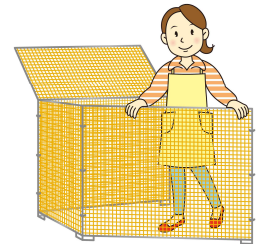
(1) ネット

- ① ごみを覆い、ごみの飛散・散乱などの防止に使用するもの
- ② ネットの周囲を鉛入りロープなどで補強し、強風等によるごみの飛散を防止できる重さがあり、網目の一辺の長さが15 mm以下のもの



(2) カラスよけサークル

- ① ごみの周囲を囲い、ごみの飛散・散乱などの防止に使用する耐久性のある板状等のもので、上部及び底部が開放されているもの
- ② 周辺の安全かつ円滑な通行を妨げないよう、高さ75 cm以内のものであって、収集後は、幅90 cm以内の大きさに片付けられるもの



※ カラスよけサークルについては、材料のみを購入し自作する場合も対象となります。
ただし、材料のみを購入する場合は、45 cm×60 cmの合板等12枚分を1基とみなし、
連結用のひもなどの付属品及び材料の加工料等は含みません。

(3) 折りたたみ式箱型器材

- ① ごみの周囲及び上部を囲うために用いる20 kg以下かつ耐久性のある箱型の形状のもので、簡易に組み立て及び折りたたみができるもの
- ② 周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大きさに折りたためるものであり、高さ90 cm以内のもの。ただし、高さ75 cmを超えるものは、収集時にいずれかの側面が開放できる構造のもの

! 収集後は折りたたんで、適正に管理することが助成要件になりますので、不適正排出による残置物が発生しない、排出マナーの良好な地域でご利用ください。
なお、自作の折りたたみ式箱型器材の材料費は助成対象となりません。

2 助成要件

次の要件をすべて満たすこと

- ① 1か所のごみステーションにつき、ネット・サークルであれば1組、折りたたみ式箱型器材であれば1基を設置すること。ただし、折りたたみ式箱型器材については、利用世帯数、道路幅、ごみステーションの管理状況、排出状況等から総合的に判断し、所管の清掃事務所長が事情やむを得ないと認め、かつ適正に管理できるものと認めた場合に限り、2基を設置すること、又は折りたたみ式箱型器材1基と一時的にごみ量が増えた際に臨時使用するネット・サークル1組を併設することができる。※
- ② 器材の大きさは、設置場所の通行に支障のない大きさとする。
- ③ 収集後は器材を折りたたみ、通行に危険や支障が生じないように保管すること。
- ④ 不適正排出物などの残置物を、別途適正に管理のうえ、器材を折りたたむこと。
- ⑤ 管理器材の破損については、設置者が責任を負うこと。
- ⑥ 設置された管理器材に起因する事故等があった場合の責任は、設置者が負うこと。

※ ①について、折りたたみ式箱型器材の2基設置、折りたたみ式箱型器材1基と臨時用ネット・サークル1組の併設可否については、事前に清掃事務所への確認が必要です。

△ 器材の設置状態が上記要件を満たしていないと認められる場合は、助成要綱第9条の規定に基づき、助成金全額の返還を求めることがありますのでご注意ください。

3 助成対象団体など

次の三つのいずれかに該当する団体

- ① 地域住民が共同で使用する家庭系ごみステーションを実質的に管理している団体等
- ② 共同住宅でごみステーションの新設に伴い管理器材を設置する場合においては、住戸6戸以上の新築共同住宅を除く全ての共同住宅の所有者等
- ③ 共同住宅でごみステーション管理器材を経年劣化等により更新する場合は、全ての共同住宅の所有者等


※ 敷地内に設置する折りたたみ式箱型器材を購入する場合は、『箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成制度』をご利用ください。

※ 共同住宅所有者等が当該共同住宅の敷地周辺にごみステーション管理器材を設置する場合は、当該共同住宅の敷地内に設置することができないと清掃事務所長が認める場合のみ助成対象者といたします。

4 助成額

| 器材 | 助成額 | 助成額の上限 |
|------------|---|---------|
| ネット | 1枚（基）当たりの消費税を含む購入価格の2分の1に相当する額（100円未満の端数切捨て）。 | 11,000円 |
| カラスよけサークル | | 16,000円 |
| 折りたたみ式箱型器材 | ※ 送料等の経費を除きます。 | 30,000円 |

5 申請手続き・助成方法

 **管理器材の購入は、助成金の交付決定を受けてから行ってください。**
(領収書等による助成金交付はできません。)

(1) 地域団体等の手続き

① STEP 1：購入予定器材の決定

市に登録されたごみステーション管理器材販売店と助成対象団体などが、助成申請前に打ち合わせをしていただき、購入予定器材を決定。

② STEP 2：申請・助成金交付決定通知書

所定の申請書に必要事項をご記入し、市へ提出してください。その後、市から『助成金交付決定通知書』を送付いたします。

③ STEP 3：購入

『助成金交付決定通知書』をお持ちになって先の登録販売店で交付決定額を除いた額をお支払いのうえ、管理器材をご購入ください。

折りたたみ式箱型器材助成金交付申請については、下記添付書類が必要となります。

① 設置場所付近見取り図

② 器材の形状図又は商品カタログ

(2) 共同住宅所有者等の手続き

① STEP 1：清掃事務所に「設置計画書」を提出

共同住宅所有者等は、当該共同住宅所在地を所管する清掃事務所に「共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書(既存共同住宅)」を提出して設置場所等について承認を得てください。

② STEP 2

その後の申請手続き、助成方法は地域団体と同じです。

共同住宅所有者等は管理器材助成金交付申請時に下記の添付書類が必要となります。

① 清掃事務所長の承認を受けた「共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書(既存共同住宅)」の写し

② 設置場所付近見取り図

③ 器材の形状図又は商品カタログ

※ なお、取扱品目及び販売価格は、店舗によって異なりますので、複数店を比較するなど、十分にご検討のうえ、購入店をお決めください。

6 助成期間

各年度初日(4月1日)から3月7日までの間に申請書を提出し、交付決定を受け、3月31日までに購入したものといたします。ただし、予算額に達した時点で締め切りとさせていただきます。

7 申請書提出先

下記まで持参、または郵送してください。

●清掃事務所

| 所管区域 | 担当清掃事務所 | 住 所 | 電話番号 |
|------------|-----------|----------------------------------|----------|
| 中央区 | 中央清掃事務所 | 〒005-0030 南区南 30 条西 8 丁目 7-1 | 581-1153 |
| 北区 | 北清掃事務所 | 〒002-0865 北区屯田町 990-3 | 772-5353 |
| 東区 | 東清掃事務所 | 〒007-0880 東区丘珠町 873-1 | 781-6653 |
| 白石区・厚別区 | 白石清掃事務所 | 〒003-0876 白石区東米里 2170-1 | 876-1753 |
| 豊平区・清田区・南区 | 豊平・南清掃事務所 | 〒005-0861 南区真駒内 602 | 583-8613 |
| 西区・手稲区 | 西清掃事務所 | 〒063-0835 西区発寒 15 条 14 丁目 2-1 | 664-0053 |

●環境局環境事業部業務課 中央区北 1 条西 2 丁目 TEL211-2916

8 申請書配布場所

登録販売店・環境局環境事業部業務課・各清掃事務所・区役所・まちづくりセンター
申請書はホームページからもダウンロードできます。<http://www.city.sapporo.jp/seiso/>

9 お問い合わせ先

- 札幌市コールセンター（業務時間：8時00分～21時00分・年中無休）
TEL 222-4894 FAX 221-4894 [Eメール info4894@city.sapporo.jp](mailto:info4894@city.sapporo.jp)
- 上記の申請書提出先